

ジェイアールバス東北本部

第27号

2020年4月8日

〒983-0852 仙台市宮城野区榴岡1-4-3 JR東労組仙台地方本部内

NTT:022-297-0155 JR:031-3981~3983

発責：佐藤 秀一

編集：情宣部

新型コロナウイルス感染症発生 拡大に伴う休業について 説明を受ける

4月2日（木）バス東北会社から、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、事業活動の縮小が余儀なくされ、経営に大きな影響を及ぼしていることから、4月8日から当面の間、首都圏に乗り入れる高速バス路線を中心に計画運休を大幅に拡大し、縮小される業務に対し国の雇用調整助成金を活用することで休業の取り扱いを行うとの説明を受けました。各分会代表者との議論を踏まえたうえで、**厳しい経営環境でも社員の雇用を守っていくこと、休業した社員にとって不利益がないようにするとともに秋田支店以外の対象箇所においては、偏りのない勤務躁配をしていくこと、秋田支店の休業は、あくまで新型コロナウイルス感染症の影響による減便等に伴うものであり終息後は再開すること、実施後、不具合が発生した場合は、別途協議をしていくこと**を労使で確認しました。

1. 休業対象期間

準備出来次第 当面の間

2. 休業対象箇所

本社、青森支店、秋田支店、盛岡支店、古川営業所、仙台支店、福島支店

3. 対象社員

対象箇所に所属するプロパー社員、契約社員

4. 休業に関する取り扱い

(1) 勤務の取り扱いは休業とし、当該期間は期末手当等の期間率の対象とはしない。

(2) 休業した社員に対し、労働基準法第12条に定められている平均賃金の100%を支給する。

※平均賃金とは、算定すべき事由の発生した日以前3ヶ月間に支払われた賃金の総額を、その期間の総日数で除した金額。（基本給・都市手当・扶養手当・住宅手当・通勤手当・職務手当・技能手当・特殊勤務手当・割増賃金・日直、当直手当・及び別居手当の総額）

今後、職場の声を集約し申し入れ等を行います！
各分会での議論をお願いします！